

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要領

1 目的

この要領は、秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく盲ろう者向け通訳・介助員（以下「通訳・介助員」という。）の派遣実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 通訳・介助員の登録

この事業における通訳・介助員とは、下記の条件を満たす者の中から知事が承認した者とし、登録期間は1年とする。ただし、更新できるものとする。

- (1) 手話（触手話、接近手話を含む）、点字、指点字、指文字、ブリスト、筆記、パソコン等のいずれかの盲ろう者との通訳技術を有する者。

3 派遣の申請方法

通訳・介助員の派遣申請は秋田県聴覚障害者支援協議会（ただし、実施機関は秋田県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。））に提出する。

(1) 申請受付時間

原則として、次の時間とする。

（月～金 8：30～17：00、第1・3・5土 8：30～12：00）

(2) 申請記載事項

要綱第10条により申請書（様式第9号）に必要事項を記載する。

- (3) 口頭、メール等により申請する場合は、文書による場合に準じる。

4 業務提供時間

派遣業務提供時間は午前8時から午後6時までとする。

ただし、小規模な時間延長は内容等から一定の必要性があると認められる場合、それを超える範囲は特段の事情があると認められる場合に、この時間以外の対応も可能とする。

5 派遣申請の取り消し

派遣の申請を取り消す場合は、速やかにセンターに申し出るものとする。

6 通訳・介助員の派遣回数

派遣時間単位は1時間とする。利用者一人当たりの年間利用時間は、予算の範囲内において別に定める。

7 通訳・介助員の登録の取り消し

センターは、次のいずれかに該当するときは、県と協議のうえ、通訳・介助員の登録を取り消すことができる。登録を取り消された者は、直ちに秋田県盲ろう者通訳・介助員登録証（様式第6号）を返還しなければならない。

- (1) 通訳・介助員から取り消しの申し出があったとき
- (2) 通訳・介助員として不適当な行為が認められたとき

8 派遣コーディネーターの設置

- (1) 派遣業務全般円滑に行うために、センターはコーディネーターを設置するものとする。

(2) コーディネーターの主な業務は、次のとおりとする。

- ① 派遣内容の審査
- ② 通訳・介助員の派遣調整
- ③ 通訳・介助員の相談

9 派遣の審査・調整

コーディネーターは、派遣の内容を審査のうえ、派遣の要否及び派遣する通訳・介助員の調整結果をセンター長に報告する。

10 通訳・介助員の決定

センター長は、コーディネーターの報告に基づき、派遣する通訳・介助員を決定し、利用者及び通訳・介助員に別紙様式第10号及び11号により通知するものとする。

11 通訳・介助員の取り消し

センター長は、申請のあった日時、場所に通訳・介助員を派遣したにもかかわらず、利用者等がその場にいなかった場合は、派遣を取り消すことができるものとする。

この場合、通訳・介助員は速やかにセンター長に報告を行い、指示を受けるものとする。

12 業務報告

通訳・介助員は、センター長から依頼を受けて行った通訳・介助活動について、別紙様式第12号業務報告書により、翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。

13 登録通訳・介助員の活動休止等

要綱第5条の定めにより登録された通訳・介助員が、個人的事情により派遣活動を休止する場合は、別に定める様式第13号活動休止届をセンター長に提出するものとする。

また、派遣活動を再開する場合には、同様に様式第13号で活動再開届をセンター長に提出するものとする。

14 傷害保険の加入

センターは、通訳・介助員の通訳・介助活動中の事故に備え、傷害保険に加入させなければならない。

また、通訳・介助員は、通訳・介助活動中に事故があった場合は、速やかにセンター長に報告しなければならない。

15 その他

この要領に定めることのほか、事業について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第13号（要領13関係）

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員活動休止・再開届

年 月 日

秋田県聴覚障害支援センター長

氏名

印

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要領13の規定により、次のとおり

活動休止
再開
理由
するので届出ます。

活動 休止 再開 理由	
休止予定 再開 年月日	年 月 日 ~ 年 月 日

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員謝金等支給規程

1 目的

この規程は、秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱に基づく、秋田県盲ろう者向け通訳・介助員（以下「通訳・介助員」という。）に対する謝金等の支給基準を定めるものとする。

2 支給対象

この規定に基づく謝金等の支給対象は、秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱に基づいた活動とする。

3 謝金等支給額

(1) 謝金は、1時間につき2,000円とする。

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要領4に定める通常の業務提供時間以外に行われた派遣に対する謝金については、労働基準法の定めに基づいて割増分を加えて支給する。

(2) 派遣時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満の場合は切捨て、30分以上の場合は切り上げて1時間分を支給する。ただし最低1時間分は支給する。

(3) 交通費については実費支給とし、自家用車での移動については、報告されたキロ数に20円を乗じた額を支給する。

また、別表に定めたタクシーの利用を認めた場合は、タクシー料金相当額を支給する。

4 謝金等の支給方法

(1) 謝金等は、毎月21日に通訳・介助員が指定した銀行口座等に振り込むこととする。

(2) 秋田県聴覚障害者支援センターは、通訳・介助員への振込通知書（控）を保管し領収書とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。